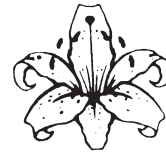


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 2 月 27 日 (金曜日)

定期 第 692 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
〇規則	
神奈川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (環境農政・水産課)	175
漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (環境農政・水産課)	175
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・子ども家庭課)	176
学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (福祉子どもみらい・私学振興課)	176
〇告示	
漁業災害補償法による区域及び区分の設定の一部改正 (環境農政・水産課)	177
土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (県土整備・都市整備課)	177
土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	177
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (3 件) (県土整備・砂防課)	177
土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	180
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (3 件) (県土整備・砂防課)	180
〇公告	
土地改良区役員退任届出 (5 件) (県央地域県政総合センター)	182
建設業法による監督処分 (県土整備・建設業課)	183
開発行為に関する工事の完了 (横須賀土木事務所)	184
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	184
開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	184

規 則

神奈川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 7 号

神奈川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県漁港管理条例施行規則 (昭和 44 年神奈川県規則第 102 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号中「昭和 25 年法律第 137 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 14 条第 2 項中「又は」を「若しくは」に、「の際」を「又は法第 43 条第 1 項の規定による認定をする際」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

発
行

横浜市
中央区
日本大通
一
神奈川
県政策
局政策
部政策
法務課
電話
横浜
(〇四五)
二一〇
一一一

神奈川県規則第 8 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則（昭和48年神奈川県規則第110号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付期間に関する特例）

第 4 条 法第44条第 1 項の規定による漁港施設の貸付けについては、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）第37条の規定によりその例によることとされる同規則第29条の規定にかかわらず、その貸付期間は、法第41条第 2 項の規定により定められた同項第 2 号の実施期間を超えない期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 9 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和38年神奈川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第10号中「第26号」を「第29号」に改め、同項第21号及び第22号中「（同条第 6 項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第27号中「第17号」を「第19号」に改め、同項第29号中「第32条」を「第31条」に改め、同項第30号中「第33条」を「第32条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第10号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和38年神奈川県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項中「、第 8 条、第 9 条及び第11条」を「及び第 8 条から第11条まで」に改め、「、第 3 条」の次に「の見出し」を、「等認可」との次に「、同条中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第130条第 1 項」とを、「専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）設置認可申請書」との次に「、書類」とあるのは「書類（高等課程、専門課程又は一般課程の設置の場合にあつては、第 9 号及び第10号に掲げる書類を除く。）」と、第 4 条中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第130条第 1 項」とを、「、第 5 条」及び「、第 8 条」の次に「の見出し」を、「等」と、の次に「同条中」を、「学科」の次に「及び専攻科」を加え、「及び収容定員」を「並びに収容定員」に改め、「専修学校の名称（位置、学則）変更届」との次に「、第10条の見出し中「学科等の」とあるのは「専攻科の」と、同条第 1 項中「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の学科（特別支援学校の高等部の学科に限る。）、専攻科又は別科（以下「学科等」という。）」とあるのは「専修学校の専攻科」と、「学科（専攻科、別科）設置届」とあるのは「専攻科設置届」と、

同条第 2 項中「高等学校の学科等」とあるのは「専修学校の専攻科」と、「学科（専攻科、別科）廃止届」とあるのは「専攻科廃止届」とを加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第82号

漁業災害補償法による区域及び区分の設定（令和 6 年神奈川県告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表中「小坪漁業協同組合」を「小坪支所」に改める。

神奈川県告示第83号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 組合の名称
伊勢原大山インター土地区画整理組合
- 事務所の所在地
伊勢原市上粕屋1, 303番地
- 設立認可の年月日
令和 3 年 1 月 8 日
- 変更認可の年月日
令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県告示第84号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堤17	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所に於いて一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第85号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の

規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片瀬山 1 丁目 3	藤沢市片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片瀬山 1 丁目 3	藤沢市片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
赤羽根 3	茅ヶ崎市赤羽根及び藤沢市大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	赤羽根 3	茅ヶ崎市赤羽根及び藤沢市大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤羽根 5	茅ヶ崎市赤羽根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	赤羽根 5	茅ヶ崎市赤羽根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
甘沼 3	茅ヶ崎市甘沼のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	甘沼 3	茅ヶ崎市甘沼のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 1	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 1	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 2	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 2	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 4	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 4	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 5	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 5	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 7	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 7	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 11	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 11	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤 1	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 1	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤 2	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 2	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

堤 7	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 7	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤 8	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 8	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤12	茅ヶ崎市堤及び下寺尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤12	茅ヶ崎市堤及び下寺尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤15	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤15	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
行谷 1	茅ヶ崎市行谷及び芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	行谷 1	茅ヶ崎市行谷及び芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
行谷 4	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	行谷 4	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
行谷 5	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	行谷 5	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
井ノ口 6	足柄上郡中井町井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	井ノ口 6	足柄上郡中井町井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岩倉 5	足柄上郡中井町岩倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岩倉 5	足柄上郡中井町岩倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨沢 1	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町高尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨沢 1	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町高尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
境 5	足柄上郡中井町境、井ノ口及び藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	境 5	足柄上郡中井町境、井ノ口及び藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
半分形 2	足柄上郡中井町半分形、久所及び田中のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	半分形 2	足柄上郡中井町半分形、久所及び田中のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
藤沢 1	足柄上郡中井町藤沢及び井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤沢 1	足柄上郡中井町藤沢及び井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

藤沢 4	足柄上郡中井町藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤沢 4	足柄上郡中井町藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
------	-----------------------	---------	------	-----------------------	---------	-----------

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県県西土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第88号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井ノ口12	足柄上郡中井町井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県県西土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第89号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
片瀬山 1 丁目 3	藤沢市片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	片瀬山 1 丁目 3	藤沢市片瀬山一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

赤羽根 3	茅ヶ崎市赤羽根及び藤沢市大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	赤羽根 3	茅ヶ崎市赤羽根及び藤沢市大庭のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
赤羽根 5	茅ヶ崎市赤羽根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	赤羽根 5	茅ヶ崎市赤羽根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
甘沼 3	茅ヶ崎市甘沼のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	甘沼 3	茅ヶ崎市甘沼のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 1	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 1	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 2	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 2	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 4	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 4	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 5	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 5	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢 7	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢 7	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
芹沢11	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	芹沢11	茅ヶ崎市芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤 1	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 1	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤 2	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 2	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤 7	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 7	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤 8	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤 8	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤12	茅ヶ崎市堤及び下寺尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤12	茅ヶ崎市堤及び下寺尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤15	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤15	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
堤17	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堤17	茅ヶ崎市堤のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
行谷 1	茅ヶ崎市行谷及び芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	行谷 1	茅ヶ崎市行谷及び芹沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
行谷 4	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	行谷 4	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
行谷 5	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	行谷 5	茅ヶ崎市行谷のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所に
 において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 2 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
----------	------------

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
井ノ口 6	足柄上郡中井町井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	井ノ口 6	足柄上郡中井町井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
岩倉 5	足柄上郡中井町岩倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岩倉 5	足柄上郡中井町岩倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鴨沢 1	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町高尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鴨沢 1	足柄上郡中井町鴨沢及び大井町高尾のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
境 5	足柄上郡中井町境、井ノ口及び藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	境 5	足柄上郡中井町境、井ノ口及び藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
境別所 4	足柄上郡中井町境別所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	境別所 4	足柄上郡中井町境別所のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
半分形 2	足柄上郡中井町半分形、久所及び田中のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	半分形 2	足柄上郡中井町半分形、久所及び田中のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
藤沢 1	足柄上郡中井町藤沢及び井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤沢 1	足柄上郡中井町藤沢及び井ノ口のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
藤沢 4	足柄上郡中井町藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	藤沢 4	足柄上郡中井町藤沢のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県県西土木事務所において一般の縦覧に供する。)

公 告

神奈川県相模川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の名	住所	氏名
理事	海老名市大谷南 2 - 9 の29	児島 晴夫

相模川磯部堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の名	住所	氏名
理事	海老名市大谷南 2 - 9 の29	児島 晴夫

愛甲郡相模川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
理事	愛甲郡愛川町中津2, 294番地	薄 秀一

小沢頭首工土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
理事	愛甲郡愛川町中津2, 294番地	薄 秀一

神奈川県中津川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住所	氏名
監事	愛甲郡愛川町中津2, 294番地	薄 秀一

令和 8 年 2 月20日、建設業法第28条第 3 項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 8 年 2 月27日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号
株式会社SHIOSE	横浜市南区通町 3-50の 2 マインド ベリタ横浜壱号館 3 階303号室	塩瀬 千鶴子	神奈川県知事許可 (般-4、特-6) 第 90319号

2 処分の内容

建設業法第28条第 3 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 9 日から同月15日までの 7 日間、営業停止を命じる。
停止を命じる営業の範囲 建設業の営業全部

3 処分の原因となった事実

株式会社SHIOSEの取締役は、法定の除外事由がないのに、令和 6 年11月27日から同年12月 4 日までの間、埼玉県春日部市の建設現場において、産業廃棄物であるがれき類及び廃プラスチック類等合計約6.2 トンを投棄した。

その結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で、同社の取締役に対し罰金50万円の刑が確定した(越谷簡易裁判所 令和7年6月4日略式命令)。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和8年2月27日

神奈川県横須賀土木事務所長 五十嵐 敬

開発区域に含まれる地域の名称	三浦市初声町三戸字丈しが久保71の5ほか1筆及び71の2ほか5筆の各一部
開発区域の面積	2,412.94平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市港南区上大岡西1-12の3
開発許可を受けた者の氏名	日成工事株式会社 代表取締役 小林 雅夫
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和7年5月30日 神奈川県指令須土第610004号 (令和7年11月20日 神奈川県指令須土第610017号)

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和8年2月27日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字稲荷木806の1ほか9筆
開発区域の面積	2,638.27平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市中区長者町9の176
開発許可を受けた者の氏名	神奈川ダイハツ販売株式会社 代表取締役 清水 祐輔
開発許可年月日及び許可番号	令和7年11月26日 神奈川県指令厚土第610010号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和8年2月27日

神奈川県西土木事務所長 加 藤 秀 一

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金子字新宿向2,077の6
開発区域の面積	268.42平方メートル
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡山北町山北475の1 鈴木ハイツC202
開発許可を受けた者の氏名	山崎 剛
開発許可年月日及び許可番号	令和7年5月27日 神奈川県指令西土第610003号